

利用できる制度一覧（療育手帳B1・B2）

令和 6 年10月版

	制度項目	制度内容 ※詳細は障害福祉ガイドブックを参照	手続きする場所	必要なもの	注意事項
手 当	神奈川県在宅重度障害者等手当	基準日（申請年の8月1日）時点で次のいずれかに該当する方を対象に、 年額6万円を支給 ・身体障害者手帳（1級又は2級）と療育手帳（A1～B1）の2つを所有している方 ・身体障害者手帳（3級）と療育手帳（B1）と精神障害者保健福祉手帳（1級）の3つを所持している方	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係（33-1446）	☐ 障害者手帳（身体・療育・精神） ☐ 預貯金通帳（本人名義） ☐ マイナンバーのわかるもの	※在住要件・在宅要件・年齢要件・所得要件がありますので、詳細や提出書類はガイドブックをご確認の上、ご不明な点があれば障がい福祉課にご相談ください。
	小田原市心身障害児福祉手当（20歳未満）	市内に住所を有する20歳未満の障がい児の保護者に支給 次のいずれかに該当する方が対象です。 ・身体障害者手帳1級～4級の手帳交付を受けている児童の保護者 ・知能指数50以下（中等度）の判定を受けている児童の保護者（※神奈川県の療育手帳の場合、A1～B1相当） ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の手帳交付を受けている児童の保護者	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係（33-1446）	☐ 障害者手帳（身体・療育・精神） ☐ 預貯金通帳（保護者名義） ☐ 認印（スタンプ印不可）	※詳細や提出書類はガイドブックをご確認の上、ご不明な点があれば障がい福祉課にご相談ください。 ※障害児福祉手当と重複はできません。 ※申請時に、保護者が1年以上小田原市に在住していることが必要です。
	特別児童扶養手当	精神又は身体に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を家庭で監護している人が受けることのできる手当。（所得制限あり）	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係（33-1446）	※受給申請者、対象児童、配偶者及び扶養義務者のマイナンバーが必要です。 ※受給申請者の通帳またはキャッシュカードが必要です。 ※受給申請者と振込口座の名義人は、保護者のうち所得の高い方になります。	※詳細や提出書類はガイドブックをご確認の上、ご不明な点があれば障がい福祉課にご相談ください。 ※手当用の診断書の内容を県が確認し、手当の認定基準に概要するか判定を行います。
税 制 上 の 優 遇 措 置	所得税の障害者控除	特別障害者控除(27万円控除)	小田原税務署 (35-4511)		※ 障害者控除は、手帳を交付された年の年末調整や、公的年金等の受給者の扶養親族等報告書またはご自身で税申告をする際に控除申請を行ってください。 ※ 手帳の申請から交付までに年をまたぐ場合は、市民税課（9番窓口）にご相談ください。
	住民税の障害者控除	特別障害者控除(26万円控除)	市民税課 (33-1351)		
	相続税の障害者控除	特別障害者控除（85歳に達するまでの1年につき10万円を控除）	小田原税務署 (35-4511)		
	マル優（少額預金等利子非課税）制度	本人が預け入れた350万円以下の預貯金及び少額公債の利子等が非課税になる	ご利用の各金融機関		※ ご利用の各金融機関にお問い合わせください。
公 共 料 金 の 割 引 等	J R、公営・民営鉄道 地下鉄運賃の割引	・単独乗車 片道100kmを超える場合の普通乗車券が5割引 ・介護者付き乗車（介護者1名まで） 本人・介護者とも普通乗車券、定期券、回数券、普通急行券（特別急行券を除く）が5割引	各交通機関窓口	☐ 療育手帳	※ 療育手帳を提示の上、駅窓口で割引適応の乗車券及び定期券を購入してください。 ※ 小児の定期券は割引がありません。本人が小学生・中学生・高校生の場合、大人通学定期券の5割引になります。介護者が定期券を購入される場合、通勤定期券となります。 ※ 12歳以上の対象者が介護者とともに乗車する場合、療育手帳を提示の上、駅窓口または券売機で小児用普通乗車券を購入し、駅改札係員に手帳を提示して利用してください。 ※ ICカード利用時は、自動改札機にタッチして入場し、出場駅では、ICカードを提示して利用してください
	福祉タクシー利用券	療育手帳（B1）及び身体障害者手帳3級（上肢・聴覚障害は2級）以上の方 初乗り運賃相当額を助成 （福祉有償運送事業者を利用した場合は上限500円を助成）	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係（33-1446）	☐ 療育手帳	※ 自動車税の減免を受けた方は、福祉タクシー券の交付を受けることができません。 ※ 施設への入所・病院などへ入院をしている方は対象外です。 ※ 障がい福祉課と高齢介護課で両方の交付要件を満たしている方は、障がい福祉課で交付します。 ※ すでに高齢福祉課でタクシー券の交付を受けている方は、そのまま在宅高齢者福祉タクシー利用券を利用してください。 ※ 県内のタクシー会社では、身体障害者手帳を提示すると、料金が1割引になる会社もあります。 (割引適用については各会社にお問い合わせください。)
	バス運賃の割引	・乗車運賃5割引 ※ 希望者には「運賃割引者証(バス券)」を発行。（有効期限1年） ・定期(12歳以上のみ)3割引	障がい福祉課 窓口 担当：障がい者支援係（33-1505）	☐ 療育手帳	※ 手帳の提示のみでも割引になります。手帳又は「運賃割引者証」を提示の上、割引後の運賃を支払います。提示方法は各バス会社に確認してください。
	国内航空運賃の割引	航空運賃割引	各航空会社窓口		※ 航空運賃、割引率については、各航空会社にお問い合わせください。

利用できる制度一覧（療育手帳B1・B2）

令和 6 年10月版

公 共 料 金 の 割 引 等	NHK放送受信料の減免	・全額免除 知的障がい者と判定された方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 （33-1446）	☐ 療育手帳 ☐ 認印（スタンプ印不可）	※ NHK視聴者コールセンター 0570-077-077
	携帯電話基本使用料の割引	基本使用料や通信料等の割引	各携帯会社		※ 事前に各社へお問い合わせください。
	レンタカー使用料の割引	各社にお問い合わせください	ご利用のレンタカー各社		※ 事前に各社へお問い合わせください。
	公共・文化施設の利用料等の割引	各施設にお問い合わせください	各施設		※ 事前に各施設へお問い合わせください。
そ の 他 の サ ー ビ ス	住宅設備改良に対する助成	知能指数50以下で身体障害者手帳3級以上をお持ちの方 浴室、便所、玄関、台所、廊下などを改良する費用を助成（助成限度額80万円） ※ 助成の可否については、事前に要相談 ※ 障害の内容に応じた既存住宅設備の改良が対象	障がい福祉課 窓口 担当：障がい者支援係 （33-1468）	1 工事前 ☐ 療育手帳 ☐ 認印（スタンプ印不可） ☐ 工事見積書 （社印・代表者印の押印・代表者名の記載必須） ☐ 家主の承諾書（借家の場合のみ） ☐ 預貯金通帳(本人名義) ☐ 工事の見取り図 ☐ 工事前の写真 ☐ 世帯全員の課税・非課税証明書 （今年の1月1日以降に小田原市に転入された方） 2 工事後 ☐ 請求書 ☐ 領収書 ☐ 工事後の写真	※ 障がい者の属する世帯について1回限り。 ※ 介護保険から給付が受けられる場合は、介護保険制度が優先。
	神奈川県心身障害者扶養共済制度 （しょうがい共済）	障がいのある方を扶養している保護者が一定の掛金を納めることで保護者に 万一のことがあった場合、障がいのある方に終身一定額の年金を支給	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 （33-1446）	☐ 障害者手帳（身体・療育・精神） ☐ 認印（スタンプ印不可）	※ 場合により必要書類が異なりますので、事前に担当の係までお問い合わせください。
	避難行動要支援者所在マップ	災害時に救出及び避難誘導をするため、要支援者を所在確認するための マップに掲載	福祉政策課 担当：福祉政策係 （33-1863）		